

原子力発電所の廃炉に関する要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電所の廃炉に関する要請書

原子力発電は、我が国における重要な電源の一つとして国民生活や社会経済活動を支え、今日の我が国発展に寄与するとともに、立地地域においては、原子力発電所及び関連産業が地域経済・雇用の中核として大きな役割を担ってまいりました。

先般、全国4カ所、5基の原子炉の廃止が決定されましたが、福島事故以後の原子力発電所の長期停止により地域の活力が低下している中、これらの廃炉によって新たなビジネスチャンスが生み出される期待も持たれております。しかしながら、その規模は未知数であり、地域経済や自治体財政、住民生活に一層大きな影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

また、原子力発電所の廃炉は極めて長期間の事業であり、この間の安心・安全の確保については、国、事業者双方の責任において万全の対策を講じるとともに、廃炉を着実に進める上で、使用済燃料や放射性廃棄物等の処理・処分にかかわる諸課題に対し、解決に向けた更なる取組が求められるところであります。

これらのことから、国策として原子力発電を推進し、今後も重要なベースロード電源として利用する方針である国の責任において、次の事項に速やかに取り組むよう強く要請いたします。

平成27年4月27日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会長 敦賀市長 河瀬 一治

1 安全の確保、放射性廃棄物等の処理・処分について

- (1) 原子力発電所の廃炉について、安全確保を最優先に円滑に進められるよう、厳格な指導、監視を行うこと。
- (2) 廃炉に伴い発生する放射性廃棄物や使用済燃料については、発電所敷地外への早期搬出が基本であるとの認識に立ち、処理・処分にかかる諸課題について、国の主導によって解決に向けた取組を強力に進めること。
- (3) 低レベル放射性廃棄物のうち、制御棒や炉内構造物などの比較的放射能レベルの高い廃棄物に係る規制基準を早急に整備すること。
- (4) 低レベル放射性廃棄物の処分場確保に国も積極的に関与するとともに、放射能濃度が十分に低く、放射性物質として扱う必要のない廃棄物の再利用（クリアランス制度）について、国民の理解が得られるよう広報理解活動を強化すること。

2 立地市町村の持続的振興について

- (1) 電源三法交付金について、立地市町村が対応を余議なくされる施設の解体撤去完了までを交付対象期間とすること。また、廃炉に伴い、立地市町村が行う経済振興や雇用対策等に対し、新たな交付金制度を創設するなど、特段の財政支援を行うこと。
- (2) 立地市町村が持続的に発展できるよう、地域特性に応じた新産業の創出や企業誘致など、産業構造の多様化に向けた支援を国の責任において行うこと。

3 原子力発電に対する国民理解の促進について

- (1) 重要なベースロード電源と位置付けられた原子力の重要性と必要性について、立地市町村をはじめ国民に対し丁寧の説明し、理解を得る取組を積極的に行うこと。